

石川県公報

平成 28 年 9 月 12 日 (月曜日)

号 外

(第 73 号)

目 次

- 規 則
○石川県職場適応訓練委託規則及び石川県訓練手当支給規則の一部を改正する規則 (労働企画課) 1

規 則

石川県職場適応訓練委託規則及び石川県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年九月十二日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第三十六号

石川県職場適応訓練委託規則及び石川県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

(石川県職場適応訓練委託規則の一部改正)

第一条 石川県職場適応訓練委託規則(昭和三十九年石川県規則第四号)の一部を次のように改正する。

第十二条第三号中「第十二条」を「第二十二條」に改め、「又は同法第十六条第三項の規定に基づき公共職業安定所長が指示の変更をしたとき」を削り、同条第四号を次のように改める。

四 当該職場適応訓練生が国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(昭和五十二年法律第九十四号)第四条第一項若しくは雇用対策法施行規則(昭和四十一年労働省令第二十三号)附則第三条第一項若しくは第四条第一項に規定する漁業離職者求職手帳又は本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法(昭和五十六年法律第七十二号)第十六条第一項若しくは第二項に規定する一般旅客定期航路事業等離職者求職手帳の発給を受けた者である場合であつて、当該漁業離職者求職手帳又は当該一般旅客定期航路事業等離職者求職手帳が失効したとき。

第十二条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 当該職場適応訓練生が雇用対策法施行規則第一条の四第一項第六号の港湾運送事業離職者で公共職業安定所長から港湾運送事業離職者求職手帳の発給を受けたものである場合であつて、当該港湾運送事業離職者求職手帳が失効したとき。

(石川県訓練手当支給規則の一部改正)

第二条 石川県訓練手当支給規則(昭和四十一年石川県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「第二十条」を「第二十二條」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

